

⑯ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項 変更届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

インボイス発行事業者の「氏名又は名称」や、「本店又は主たる事務所の所在地」（法人の場合のみ）に変更があった場合には、「**適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書**」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります（e-Tax をご利用いただくと手続がスムーズです。郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。）。

なお、法人が「名称」又は「本店又は主たる事務所の所在地」を変更したことにより、その旨を記載した異動届出書を提出した場合には、上記届出書の提出は不要となります。

* 個人事業者の氏名について「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧姓（旧氏）」等、「⑮適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）届出書」の提出により公表している場合の変更は、12ページ「[⑮適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）届出書](#)」により行うことが必要です。